

お取引先の皆さまへ

古河機械金属グループサステナブル調達ガイドライン

はじめに

当社グループは、「公平・公正の原則」、「相互繁栄」、「遵法精神・機密保持」、「サステナビリティに配慮した調達活動の推進」の4つを柱とした調達基本方針に基づき、調達活動を行っております。この取り組みには、当社グループのみならず、お取引先の皆さまとの協力関係が欠かせません。

2023年には「人権方針」を策定し、ビジネスに関わる全ての人の人権を尊重するために、事業活動およびサプライチェーンにおける人権尊重の取り組みを推進しています。本ガイドラインは、当該方針に則り、取引先の皆さまにもその趣旨をご理解いただき、適切な対応をお願いするものです。

その上で、当社グループのサステナビリティを推進する活動にご理解いただくことにより、サプライチェーン全体で持続可能な社会の発展に寄与できるものと考え、本ガイドラインを作成いたしました。お取引先の皆さまにおかれましても、本ガイドラインに基づき、当該活動を推進していかれますよう、お願い申し上げます。

1. 人権・労働

- (1) 国際的な人権規範(国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等)を尊重する。
- (2) 直接・間接を問わず児童労働、強制労働、人身取引、不当な低賃金労働に関与しない。
- (3) 従業員に対するあらゆる差別、ハラスメントのない職場環境を実現する。
- (4) 事業活動を行う国や地域において適用される現地法令に基づき、労働者に対して最低賃金、残業代、法定給付等を適正に支払うとともに、残業時間を含む労働時間の適正な管理を行い、過度な労働時間の削減に向けた取り組みを推進する。
- (5) 事業活動を行う国や地域における現地法令に基づき、結社の自由および団体交渉権を尊重し、従業員との対話を通じて健全な労働環境の構築に努める。
- (6) サプライチェーン全体に対しても、人権尊重に努めるよう求める。

2. 法令遵守・企業倫理

- (1) 国内外の法令および社会的規範を遵守する。
- (2) 法令や商習慣に反した利益の提供、受領を行わない。
- (3) 公正かつ自由な競争を阻害する行為を行わない。
- (4) 反社会的勢力とは一切関係を持たない。
- (5) 第三者の知的財産権を侵害しない。
- (6) 不正行為を予防し、早期に発見、対応するための体制を整える。

- (7) 紛争地域において採掘された鉱物および生産の過程で人権侵害や環境破壊が行われている材料を原材料として使用しない。

3. 安全衛生

- (1) 安全衛生関係法令を遵守し、労働災害の防止と安全で衛生的・健康的な職場環境の確保に努める。
- (2) 全ての従業員に対し適切な健康管理を行う。

4. 環境保全

- (1) 環境保全に関する国際規格(ISO14001等)、法令および協定等を遵守する。
- (2) CO₂を含むGHG(温室効果ガス)排出量の削減や省エネルギーに努める。
- (3) 水資源の効率的な使用と節水に取り組む。
- (4) 適切な対策を実施し、大気・水質・土壌などの汚染防止に取り組む。
- (5) 資源の再利用・有効活用、廃棄物の発生抑制、適正処理を通じて、廃棄物削減に努める。
- (6) 生物多様性の保全に配慮した事業活動を推進する。
- (7) 製品に含有される化学物質および製造工程で外部環境に排出される化学物質を適切に管理する。

5. 品質・安全性

- (1) 生産、品質保証、製品安全に関する法令を遵守し、安全で信頼性の高い製品・サービスを提供する。
- (2) 製品に要求される品質・安全を確保できる品質管理体制を構築する。

6. 情報管理

- (1) 取引を通じて知り得た機密情報を適切に管理する。
- (2) 個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報を適切に管理する。

7. 社会貢献

- (1) 社会の発展に貢献できる事業活動を行う。

以 上

2025年 9月 30日制定
古河機械金属株式会社 資材部
サステナビリティ推進部